2 基本方針の変更内容 基本方針を次のとおり変更する。

(表5:基本方針の変更表)

#### 変更後

吉野熊野国立公園は、紀伊半島の中央部から南部にかけて、三重・奈良・和歌山の3県にまたがって位置している。その風景は、原生林と急峻な連峰、深い渓谷から始まり、河川から海岸までが連続した大規模な「陸域景観」と、黒潮の影響を受けた「海域景観」の両方を特徴としている。さらに、これらの自然の中で育まれた熊野信仰や修験道等の山岳宗教、それらと密接に関わる歴史文化に起因する「文化的景観」を併せ持つ国立公園である。

このうち「熊野灘・熊野川・那智地域」は現在、三重県尾鷲市の須賀利半島から紀宝町の七里御浜までの沿岸部(須賀利~七里御浜エリア)と、三重・奈良・和歌山の3県境である七色貯水池の、三重県熊野市及び和歌山県東幸婁郡北山村部分から熊野川河口までの雄大な流域であり、瀞峡・本宮・湯の篠や川湯を含む「熊野川エリア」、那智勝浦町の那智大滝を中心とする「那智エリア」から構成されている。いずれのエリアも特別保護地区を含み、その周囲の特別地域・普通地域を含めて保護を図っているところである。

本地域の利用は、須賀利~七里御浜エリアにおいては海水浴、磯遊び、釣り、ダイビング、スノーケリング、瀞峡・本宮・熊野川エリアでは北山川の「筏下り」や瀞峡・熊野川観光等、良好な河川環境を活かしたアクティビティ、加えて、本宮や那智山エリアでは、歴史・文化にふれる探勝等が中心となっている。加えて、温泉利用も盛んである。

#### 変更前

「熊野灘・熊野川・那智地域」の、指定当初の指定書及び公園計画書が 現存しないため、以下の項目はなし。

(指定は昭和11年2月1日)

変更後変更後

さらに、平成16年7月に「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界文化遺産に登録されたのを始め、平成26年8月に南紀熊野ジオパークが日本ジオパークに認定され、ジオサイトにおけるガイドツアー(ジオツアー)といった、国立公園内の地域資源を活かした利用の取組も進んでいる。

以上の自然的・社会的状況を踏まえつつ、風致景観の保全を図るととも に、適正な利用を推進するため、以下の方針により公園計画を定める。

#### (1) 規制計画

ア 保護規制計画

#### (ア) 特別地域

#### ア) 特別保護地区

柱状節理等の特異な地形・地質景観が見られる海岸部及び島嶼並びに大河川、並びに自然植生が良好な状態で維持されている森林のうち、特に厳正に景観を保護する必要がある地域を特別保護地区とする。

#### イ) 第1種特別地域

遺伝資源希少個体群保護林、砂浜・礫浜・岩礁等の特徴的な海岸 地形が見られる地域、海域公園地区に隣接する小島嶼を始め、自然 植生が維持され、カモシカ、ナガレヒキガエル、キイツムガタギセ ルを始めとする動植物の生息・生育上重要な地域等のうち、現在の 風致を極力保護することが必要な地域を第1種特別地域とする。 変更後変更後

#### ウ) 第2種特別地域

潜在自然植生に近い、シイ・カシ類等の照葉樹から成る二次林等の うち、現在の風致を維持することが必要な地域を第2種特別地域と する。

#### 工) 第3種特別地域

特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域以外の地域で、通常の農林漁業活動については風致の維持上の支障が少ない地域を第3種特別地域とする。

上記「(ア) 特別地域」については、「国立公園の公園計画作成要領」における「(1)特別地域 ア 選定要件」の、「(ア) 優れた自然の状態を維持する必要がある地域」、「(イ) 利用上重要な土地及びその周辺地で、適正な環境を保全する必要がある地域」及び「(ウ) 社寺、史跡、霊場、伝説地、伝統的又は風土的建築様式を備えた集落地等の文化景観が、周囲の自然と相まって特徴ある景観を呈している地域」に該当する。

また、同選定要領における「イ 特別地域の区分」の「(ア) 特別保護地区」については、「a 特定の自然景観が原生的な状態を保持している地域」、「c 植物の自生地又は野生動物の生息地若しくは繁殖地として重要な地域」及び「d 地形、地質が特異である地域又は特異な自然現象が生じている地域」に該当する。

#### (イ)海域公園地区

藻場、岩礁域、サンゴ群集域、特徴的な海底地形等、優れた海域景観

変更後変更後変更前

や海域の生物多様性を維持する必要のある海域を海域公園地区とする。

本項「(イ)海域公園地区」については、同選定要領における「(2)海域公園地区 ア 選定要件」の、「(ア)海底の地形、地質、海水の清澄さ、特異な自然現象等により優れた海域の景観を呈している海域」、「(イ)サンゴ類の生息地、藻場、干潟、岩礁域等、優れた自然の状態を維持する必要がある地域」及び「(エ)石干見(魚垣)等の文化景観が、周囲の自然と相まって特徴ある景観を呈している地域」に該当する。

#### (2) 事業計画

#### ア 施設計画

#### (ア) 保護施設計画

アカウミガメの産卵・孵化環境の保全の必要がある地域に、計画を位置付ける。

### (イ) 利用施設計画

#### ア) 単独施設

国立公園の利用のために必要な施設について、海岸景観の探勝等の利用状況や持続可能な地域振興への効果を踏まえ、風致景観の保全にも配慮しつつ、適切な種別の計画を位置付ける。

#### イ) 道路(車道)

園地や野営場等の利用拠点への到達路、興味地点をつなぐ路線等のうち、公園利用上必要な路線を位置付ける。

変更後	変更前
ウ) 道路(歩道) 登山道や熊野古道等、風景(自然景観・人文景観)・歴史・文化等 の探勝や興味地点へ到達するための歩道について、利用状況や持続 可能な地域振興への効果を踏まえ、風致景観の保全にも配慮しつ つ、公園利用上必要な路線を位置付ける。	
エ)運輸施設 那智地域の風致景観を探勝するための運輸施設等を位置付ける。	

## 3 規制計画の変更内容

## (1) 保護規制計画及び関連事項

保護規制計画等の一部を、次のとおり変更する。

## ア 特別地域

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

## (表6:特別地域変更表)

都道府県名	変更後			変更前			
即坦州 宗石	区域	面積	(ha)	区域		(ha)	
三重県	はなれば、	1, 904		尾鷲市		1, 904	
	がじかすよう、允克をよう、きがまる、またがりをよう、はいだちょう、 梶賀町、九鬼町、盛松、須賀利町、早田町、 三木里町及び大字行野浦の各一部	国公私	$\begin{bmatrix} 0 \\ 824 \\ 1,080 \end{bmatrix}$	梶賀町、九鬼町、盛松、須賀利町、早田町、 三木里町及び大字行野浦の各一部	国公私	$\begin{bmatrix} 0 \\ 824 \\ 1,080 \end{bmatrix}$	
	熊野市内		1,588	熊野市内		1, 589	
	国有林三重森林管理署 877 林班及び 878 林班の 各一部	国公私	490 262 836	国有林三重森林管理署 877 林班及び 878 林班の 各一部	国公私	490 264 835	
	熊野市 新麗町、着馬町、、香生町、大井、磯崎町、、井戸町、 神川町花知、木本町、 神川町花知、木本町、 北和町 小川口 、紀和町 小川口 、紀和町 小川口 、紀和町 小川口 、紀和町 小川口 、紀和町 小川口 、紀和町 小茶、 紀和町 長尾、 紀和町 平谷、 紀和町 湯ノ口、 紀和町 楊枝、 紀和町和気、須野町、 二木島町、 地面須町、 情母町 及び遊木町 の各一部			熊野市 新鹿町、有馬町、育生町大井、磯崎町、 井戸町、神川町神上、神川町花知、木本町、 紀和町大栗須、紀和町木津呂、紀和町花井、 紀和町小川口、紀和町小船、紀和町小森、 紀和町長尾、紀和町平谷、紀和町湯ノ口、 紀和町楊枝、紀和町和気、須野町、二木島町、 波田須町、甫母町及び遊木町の各一部			

都道府県名	変更後		変更前			
10 担 的 乐 名	区域	面積	(ha)	区域	面積	(ha)
三重県	北幸婁郡紀北町 台浦及び三浦の各一部	国公私	84 4 80 0			
	衛奉養郡御浜町ウ 国有林三重森林管理署 879 林班、880 林班、 881 林班及び 882 林班の各一部	国公私	116 43 71 2	南牟婁郡御浜町内 国有林三重森林管理署 879 林班、880 林班、 881 林班及び 882 林班の各一部	国公私	116 43 71 2
	南牟婁郡御浜町内 大字南南和、大字志原及び大字下市木の各一部			南牟婁郡御浜町 大字阿田和、大字志原及び大字下市木の各一部		
	南牟婁郡紀宝町内 国有林三重森林管理署 882 林班及び 883 林班の 各一部	国公私	$   \begin{array}{c}     442 \\     205 \\     29 \\     208   \end{array} $	南牟婁郡紀宝町内 国有林三重森林管理署 882 林班及び 883 林班の 各一部	国公私	$   \begin{array}{c}     442 \\     205 \\     29 \\     208   \end{array} $
	南牟婁郡紀宝町 養皇、井苗、鵜殿、北檜様、瀬原及び鮩苗の 各一部			南牟婁郡紀宝町 浅里、井田、鵜殿、北檜杖、瀬原及び鮒田の 各一部		
奈良県	吉野郡上津川村 大字神で及び大字竹筒の各一部	国公私	92 58 7 27	吉野郡十津川村大字神下及び大字竹筒の各一部	国公私	92 58 7 27

都道府県名	変更後			変更前		
即	区域	面積	(ha)	区域	面積	(ha)
和歌山県	田辺市 本宮町請川、本宮町大津荷、本宮町川湯、 本宮町小津荷、本宮町高位、本宮町田代、 本宮町本宮、本宮町皆瀬川、本宮町年打及び 本宮町湯峯の各一部	国公私	370 201 12 157	田辺市 本宮町請川、本宮町大津荷、本宮町川湯、 本宮町小津荷、本宮町高山、本宮町田代、 本宮町本宮、本宮町皆瀬川、本宮町耳打及び 本宮町湯峯の各一部	国公私	369 201 12 156
	新宮市内 国有林和歌山森林管理署 102 林班、103 林班、 1133 林班及び 1134 林班の全部並びに 104 林班、 108 林班及び 109 林班の各一部	国公私	1, 612 930 48 634	新宮市内 国有林和歌山森林管理署 102 林班及び 103 林班 の全部並びに 104 林班、108 林班及び 109 林班 の各一部	国公私	1, 263 737 48 478
	新宮市 相賀、上本町、熊野川町相須、熊野川町九重、 熊野川町四瀧、熊野川町嶋津、熊野川町田長、 熊野川町玉 宣口、熊野川町西敷屋、熊野川町 能城山本、熊野川町東敷屋、熊野川町日足、 熊野川町宮井、新宮、高田及び南檜杖の各一部			新宮市 相賀、上本町、熊野川町相須、熊野川町九重、 熊野川町四瀧、熊野川町嶋津、熊野川町田長、 熊野川町玉置口、熊野川町西敷屋、熊野川町 能城山本、熊野川町東敷屋、熊野川町日足、 熊野川町宮井、新宮、高田及び南檜杖の各一部		

松子中间为	変更後			変更前		
都道府県名	区域	面積	(ha)	区域	面積	(ha)
和歌山県	東幸婁郡兼智勝浦町内 国有林和歌山森林管理署 101 林班、1101 林班、 1102 林班、1130 林班、1131 林班及び 1132 林班 の全部	国公私	844 252 70 522	東牟婁郡那智勝浦町内 国有林和歌山森林管理署 101 林班、1101 林班 及び 1132 林班の全部	国公私	686 94 70 522
	東牟婁郡那智勝浦町 大字井関、大字市野々、大字「色川、大字小阪、 大字那智山及び大字南平野の各一部			東牟婁郡那智勝浦町 大字井関、大字市野々、大字口色川、大字小阪、 大字那智山及び大字南平野の各一部		
	東牟婁郡北山村 大字大沼、大字小松、大字下尾井、大字竹原 及び大字七色の各一部	国公私	297 193 ) 9 95 )	東牟婁郡北山村 大字大沼、大字小松、大字下尾井、大字竹原 及び大字七色の各一部	国公私	297 193 9 95
		•		変更部分面積合計	国公私	591 355 78 158
				変更前特別地域面積	国公私	6, 758 2, 021 1, 334 3, 403
				変更後特別地域面積	国公私	7, 349 2, 376 1, 412 3, 561

## (ア) 特別保護地区

特別保護地区の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表7:特別保護地区変更表) 注:【主2】・【副7】等は、「保護規制計画変更図」の主図・副図の番号を示す

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積	賃 (ha)
1【副 1】	拡張	第2種特別地域からの振替	九木崎	三重県尾鷲市 〈 えきもよう 九鬼町の一部	区域線の明確化のため。	国公私	12 0 12 0
2 【副 13】	拡張	第2種特別地域からの振替	那智山	和歌山県東華婁郡 新智勝浦町 大字那智山の一部	区域線の明確化のため。	国公私	0(%1) 0 0(%1)
3【副 1】	削除	第2種特別地域 への振替	九木崎	三重県尾鷲市 九鬼町の一部	区域線の明確化のため。	国公私	$ \begin{array}{c} \triangle 19 \\ 0 \\ \triangle 12 \\ \triangle 7 \end{array} $
4 【副 13】	削除	第2種特別地域 への振替	那智山	和歌山県東牟婁郡 那智勝浦町 大字那智山の一部	区域線の明確化のため。	国公私	△1 0 0 △1
5 【副 13】	削除	普通地域への 振替	那智山	和歌山県東牟婁郡 那智勝浦町 大字那智山の一部	区域線の明確化のため。	国公	0 (%1) 0 0 \(\lambda(\) (\%1)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積	(ha)
6 【副 1】	-	凡例の修正	九木崎	三重県尾鷲市 九鬼町の一部	区域線の明確化のため。	国公私	- - - -
					変更部分面積計	国公私	△8 0 0 △8
					変更前特別保護地区面積	国公私	327 27 173 127
					変更後特別保護地区面積	国公私	319 27 173 119

(※1) 四捨五入で、面積の増減が1ha未満となる区域である。

## (イ) 第1種特別地域

第1種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表8:第1種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面和	責(ha)
7 【主 5】	拡張	第2種特別地域からの振替	<u>み</u> き (※1)	三重県尾鷲市・紫原本の一部	三木崎の南岸に位置し、シイ・カシ類等から構成される 林齢約50~70年生の二次林が広く分布する。これらの二次 林は、国立公園指定当初は未成熟な二次林であったものが、 時間の経過とともに遷移が進行したものと考えられる。 三重県海岸地域の大部分が人工林であることを踏まえる と、保全の必要性は非常に高い。 また、海岸部はゴロタ石の浜や柱状節理が連続しており、 後背地の森林と共に、優れた海岸の風致を呈している。さら に、区域内には海岸部まで遊歩道が整備されており、自然 探勝の場として利用されている。 以上を踏まえ、優れた風致を厳正に保護するため、区域の うち南岸部を第1種特別地域に振り替える。	国公私	108 0(※2) 16 92

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積	(ha)
8 【主5·6 /副 2】	拡張	第3種特別地域からの振替	5神 * 須 の と	三重県尾鷲市程賀町の一部	賀田湾南部に位置する、梶賀漁港から神須ノ鼻にかけての海岸部及び森林地域である。一部人工林があるものの、林齢約70~90年生の比較的林齢の高いシイ・カシ類等から構成される二次林がまとまって分布する。これらの二次林は、国立公園指定当初は未成熟な二次林であったものが、時間の経過とともに遷移が進行したものと考えられる。三重県海岸地域の大部分が人工林であることを踏まえると、保全の必要性は高い。また、海岸部には海食崖等で構成される自然海岸が分布し、後背地の森林と共に優れた海岸の風致を呈している。以上を踏まえ、優れた風致を厳正に保護するため、区域のうち一部を第1種特別地域に振り替える。	国公私	101 0 0 101

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積	(ha)
9 【主 2】	拡張	特別地域の拡張	*が島	三重県北 三浦の一部	紀北町三浦に位置する無人島である。西岸は傾斜が緩く、海岸線は浜となっており、穏やかな風致を呈している。浜の後背地は海跡湖があり、ハマナツメ等の希少な植物が生育する。一方、東岸は砂岩泥岩互層で構成される海食崖が発達し、荒々しい風致となっている。島内にはクスノキ、タブノキ、スダジイ等で構成される原生性の高い暖地性照葉樹林が発達し、特定植物群落及び県指定天然記念物に選定・指定されている。これらが一体となって優れた海域の風致を構成しており、高塚山展望台からの眺望は特に秀逸である。また、周辺海域は釣りやシーカヤックによる利用がなされている。 以上を踏まえ、優れた風致を厳正に保護するため、第1種特別地域とする。	国公私	26 0 26 0
10 【主 2】	拡張	特別地域の拡張	オドナ岩・ ダイヤヤ メイヤは 木生島	三重県北牟婁郡紀北町 <b>首浦の一部</b>	紀北町白浦に位置する小島嶼・岩礁群であり、木生島は別名「黒島」とも呼ばれる。ダイヤ岩の島上にはクロマツが優占し、ウバメガシ等が混生する。その他の小島・岩礁には森林植生が見られない。これらが一体となって、優れた海域の風致を呈している。また、これらの小島嶼・岩礁群は、釣りの利用が特に多い。 以上を踏まえ、優れた風致を厳正に保護するため、第1種特別地域とする。	国公私	2 0 2 0)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積	(ha)
11 【主 11】	拡張	特別地域の拡張	大雲取山東部	和歌山県新宮市内 国有林和歌山森林 管理署1133林班及び 1134林班の全部	大雲取山の東側に位置する森林地域である。林齢約80年生の天然生林がまとまって分布し、アカガシ、ウラジロガシ等の照葉樹を中心に、温帯性針葉樹であるモミ・ツガの大木が点在する。熊野川の支流である高田川が流れており、三ノ滝を始めとする渓谷が、周囲の天然生林と相まって美しい風致を構成している。また、環境省レッドリスト2020において「絶滅のおそれのある地域個体群(LP)に指定されているカモシカや、同レッドリストで準絶滅危惧(NT)かつ和歌山県レッドデータブック2012で学術的重要種(SI)に指定されているキイツムガタギセル、同レッドデータブックで準絶滅危惧(NT)に指定されているナガレヒキガエルの生息域としても重要である。以上を踏まえ、優れた風致を厳正に保護するため、第1種特別地域とする。	国公私	193 193 0 0
12 【副 2】	_	凡例の修正	こうず須 神須。 『 <b>河野</b>	三重県熊野市 須野 町 の一部	公園区域を明確化するため、既存区域線の凡例を変更する。 (現状は「地目界」となっているが、地目界を示す根拠資料が現存しないため、該当区域線が地目界と同様の位置にある「民有林小班界」へと変更する)。	国公私	- - - -

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積	(ha)			
13 【副 7】	ı	凡例の修正	鬼ケ城	三重県熊野市 ****・********************************	公園区域を明確化するため、既存区域線の凡例を変更する。 (現状は「市有地界」となっているが、市有地界が該当箇所に現存しないため、該当区域線が市有地界と同様の位置にある「民有林小班界」へと変更する)。	国公私	- - - -			
これらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁の一部を含む。										
					変更部分面積計	国公私	$   \begin{array}{c}     430 \\     193 \\     44 \\     193   \end{array} $			
					変更前第1種特別地域面積	国公私	604 168 327 109			
					変更後第1種特別地域面積	国公私	1, 034 361 371 302			

- (※1) 三木崎部分の一部を第1種特別地域に振り替えるとともに、草田町の「カラカマノ鼻」の第1種特別地域と組み合わせた上で、昭和63年「再検討」時の表記である「ナサ崎 三木崎」を変更して、新しく「三木崎」と命名する。
- (※2) 四捨五入で、面積の増減が1ha未満となる区域である。

## (ウ) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表9:第2種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積	(ha)
3【副 1】	拡張	特別保護地区からの振替	vitite vit 可山	三重県尾鷲市 九嵬町の一部	区域線の明確化のため。	国公私	19 0 12 7
14 【主5·6】	拡張	第3種特別地域からの振替	梶賀	三重県尾鷲市 『神でかかまょう 水程賀町の一部	隣接する第1種特別地域への振替予定地(神須ブ鼻 須 野)の緩衝地として、第2種特別地域とする。	国公私	$\begin{bmatrix} 2 \\ 0 \\ 0 \\ 2 \end{bmatrix}$
15 【主2·3】	拡張	特別地域の拡張	百浦半島	三重県北幸 事郡紀北町 白浦の一部	紀北町白浦の半島部及び岩礁群である。海岸は海食崖及び岩礁地帯となっており、後背地の急斜面にはウバメガシが優占する海岸林が生育する。半島の上部にはスダジイが優占し、ヤマモモ、タブノキ等が混生する照葉樹林が残存するなど、これらの植生が一体となって良好な風致を形成している。また、区域内には歩道があり、自然探勝の場として利用されている。 以上を踏まえ、各種行為と調整しつつ良好な風致の維持を図るため、第2種特別地域とする。	国公私	13 0 13 0

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積	t (ha)
16 【副 11】	拡張	特別地域の拡張	沙沙湯	和歌山県田辺市 本営・町・川湯及び 本宮町田代の各一部	区域線の明確化のため。	国公私	1 0 0 1
17 【主 11】	拡張	特別地域の拡張	為帽子從北部	和歌山県新宮市 <sup>たか た</sup> 高田の一部	烏帽子山の北側に位置する森林地域である。林齢約 110 年生のスギ人工林及び林齢 80 年生前後の天然生林が分布している。烏帽子山山頂付近の帽子増からは那智方面が一望でき、周囲の森林と相まって良好な景観を形成している。 以上を踏まえ、各種行為と調整しつつ良好な風致の維持を図るため、第2種特別地域とする。	国公私	156 0 0 156
4 【副 13】	拡張	特別保護地区からの振替	那智山	和歌山県東華 新智勝浦町 大字那智山の一部	区域線の明確化のため。	国公私	1 0 0 1
18【副 13】	拡張	普通地域から の振替	那智山	和歌山県東牟婁郡 那智勝浦町 大字那智山の一部	区域線の明確化のため。	国公私	0(%1) 0(%1) 0(%1) 0(%1)
1 【副 1】	削除	特別保護地区への振替	頂山	三重県尾鷲市 九鬼町の一部	区域線の明確化のため。	国公私	

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積(ha)
7 【主 5】	削除	第1種特別地域 への振替	ナザ - - - - - - - - - -	三重県尾鷲市 <sup>さがりまっ</sup> 盛 松の一部	三木崎部分を、第1種特別地域に振り替えるため。	△108 [国 △0(※1) 公 △16 私 △92
19 【副 3】	削除	特別地域の縮小	たてが らき	三重県熊野市 情景 <sup>もよう</sup> の一部	汀線の埋立てや漁港施設の建設により、風致維持の必要 性が認められなくなったため。	
20 【副 8】	削除	特別地域の縮小	浅間海岸側	三重県熊野市 南馬 町 の一部	区域の市街化が進み、風致維持の必要性が認められなくなったため。	△0(※1) 国 0 公 0 私 △0(※1)
21 【副 9】	削除	普通地域への 振替	木津呂	三重県熊野市 売和 <sup>およう</sup> 木津呂の一部	区域線の明確化のため。	△0(※1) 国 0 公 0 私 △0(※1)
2 【副 13】	削除	特別保護地区への振替	那智山	和歌山県東牟婁郡 那智勝浦町 大字那智山の一部	区域線の明確化のため。	△0(※1) 国 0 公 0 私 △0(※1)
22 【副 13】	削除	普通地域への 振替	那智山	和歌山県東牟婁郡 那智勝浦町 大字那智山の一部	区域線の明確化のため。	△0(※1) 国 0 公 0 私 △0(※1)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積	(ha)
6 【副 1】	_	凡例の修正	九木崎	三重県尾鷲市 九鬼町の一部	区域線の呼称を、民有林林小班界から民有林林班界 及び民有林小班界に変更。	国公私	- - - -
23 【副 2】	_	凡例の修正	まる。 神須ノ鼻 ・須野	三重県熊野市 須野町の一部	公園区域を明確化するため、既存区域線の凡例を変更する。 (現状は「地目界」となっているが、地目界を示す 根拠資料が現存しないため、該当区域線が地目界と 同様の位置にある「道路敷(含)界」へと変更する)。	国公私	- - - -
					変更部分面積計	国公私	$ \begin{array}{c} 70 \\ 0 \\                               $
					変更前第2種特別地域面積	国公私	2, 128 778 ) 301 1, 049 )
					変更後第2種特別地域面積	国公私	2, 198 778 296 1, 124

<sup>(※1)</sup> 四捨五入で、面積の増減が1ha未満となる区域である。

<sup>(※2)</sup> 昭和63年「再検討」時の表記に従う。

## (エ) 第3種特別地域

第3種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表 10:第3種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積	t (ha)
24 【副 2】	拡張	普通地域からの 振替	賀田湾南岸	三重県熊野市 <sup>†</sup> の ちょう 須野 町 の一部	区域線の明確化のため。	国公私	3 0 0 3
25 【副 6】	拡張	特別地域の拡張	新鹿湾岸	三重県熊野市 波田須町の一部	区域線の明確化のため。	国公私	0(%1) 0(%1) 0(%1) 0
26 【主 2】	拡張	特別地域の拡張	thop 高塚	三重県北牟婁郡紀北町	紀北町三浦の、沖合に鈴島を臨む海岸部に位置する。 半島部の海岸線は海食崖に、湾内は浜となっている。区域 内には人工林や二次林が多いものの、一部でウバメガシ等 の海岸林が残存する。 以上を踏まえ、各種行為と調整しつつ風致の維持を 図るため、第3種特別地域とする。	国公私	19 3 16 0
27 【主 2】	拡張	特別地域の拡張	<u>み 3.6 ぎき</u> <b>二浦崎</b>	三重県北牟婁郡紀北町 白浦及び三浦の 各一部	紀北町白浦及び三浦に位置し、沖合にオドナ岩・ダイヤ岩を臨む森林地域である。海岸は海食崖となっており、後背地の急斜面はウバメガシが優占する海岸林、その他のエリアは ヒノキ等の人工林から成る地域である。以上を踏まえ、各種行為と調整しつつ風致の維持を図るため、第3種特別地域とする。	国公私	$\begin{bmatrix} 24 \\ 1 \\ 23 \\ 0 \end{bmatrix}$

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積	(ha)
28 【主 11 /副13】	拡張	普通地域からの 振替	<b>郝</b> 睿ǚ北部	和歌山県東幸婁郡 那智勝浦町内 国有林和歌山森林 管理署 1102 林班、 1130 林班及び 1131 林班の全部	那智山東側の、烏帽子間から陰陽の滝にかけての森林地域である。烏帽子山南側の区域には、林齢 120 年生以上の天然生林が分布し、陰陽の滝周辺はホルトノキ、イスノキ、イチイガシを交えるツブラジイ林が、その他のエリアは主に人工林が分布する。 以上を踏まえ、各種行為と調整しつつ風致の維持を図るため、区域のうち一部を第3種特別地域に振り替える。	国公私	158 158 ) 0 0(※1) )
8 【主5·6 /副 2】	削除	第1種特別地域 への振替	賀田湾南岸	三重県尾鷲市 <sup>かじかちょう</sup> 梶賀町の一部	第1種特別地域への振替のため。	国公私	△101 0 0 △101
14 【主 5·6】	削除	第2種特別地域 への振替	賀田湾南岸	三重県尾鷲市 梶賀町の一部	第2種特別地域への振替のため。	国公私	$ \begin{array}{c}                                     $
29 【副 5】	削除	特別地域の縮小	新鹿湾岸	三重県熊野市 ***・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	区域線の明確化のため。	[国 公 私	△1 0 0 △1
30 【副 7】	削除	特別地域の縮小	鬼ケ城	三重県熊野市 <sup>きのもとちょう</sup> 木本町の一部	区域線の明確化のため。	国公	0 (%1) 0 (%1) 0 (%1) 0 (%1)

Ç	,	(	
C		1	
ľ	7	•	

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積	(ha)
31 【副 12】	削除	普通地域への振替	立間戸谷	三重県熊野市 記和 町和気の一部	区域線の明確化のため。	国公私	
13 【副 7】	_	凡例の修正	鬼ヶ城	三重県熊野市 木本町の一部	公園区域を明確化するため、既存区域線の凡例を変更する。 (現状は「市有地界」となっているが、市有地界が該当 箇所に現存しないため、該当区域線が市有地界と同様の 位置にある「民有林小班界」へと変更する)。	国公私	- - - -
32 【副 10】	_	凡例の修正	熊野川	和歌山県田辺市 本宮町本宮の一部	公園区域を明確化するため、既存区域線の凡例を変更する。 (現状は「河川区域(含)界」となっているが、該当箇所の河川区域が不明確なため、該当区域線が河川区域(含)界と同様の位置にある「見透線界(道路分岐点南端と菩無川出合)」へと変更する)。	国公私	- - - -
	I				変更部分面積計	国公私	$   \begin{array}{c}     99 \\     162 \\     39 \\     \triangle 102   \end{array} $
					変更前第3種特別地域面積	国公私	3, 699 1, 048 533 2, 118

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積	(ha)
					変更後第3種特別地域面積	国公私	3, 798 1, 210 572 2, 016

(※1) 四捨五入で、面積の増減が1ha未満となる区域である。

## イ 海域公園地区

次の海域公園地区を追加する。

(表 11:海域公園地区追加表)

番号	名称	位置	地区の概要	面積(ha)
3 【主 1】	平瀬島海域公園地区	三重県度会郡大紀町。	奥行き約25mの海食洞を東側面に持ち、北側には松の樹皮のようなきめ細やかな節理を持つ平瀬島を中心に、高り島・米島・笠子島・キオ井島 (キオヰ島)・鰹平瀬島とその周辺の小島・岩礁群から成る水深-20m以浅の海域である。その一部は、国指定鳥獣保護区となっている。海食崖が島嶼及び陸域の地先に広く分布し、平瀬島周辺では、砂岩泥岩互層で構成される地層がミルフィーユ状のユニークな海中景観を生み出している。また、隣接する 育穴島は、環境省レッドリスト 2020 において絶滅危惧 II 類 (VU)、かつ国指定天然記念物に指定されているカンムリウミスズメの、紀伊半島では数少ない繁殖地の一つであり、育雛期を海上で過ごす本種にとって、当該指定周辺海域は特に保全の重要性が高い海域である。 当該海域ではイシダイ・イシガキダイやノミノクチ、アカハタ、オオモンハタ、ブリが見られるほか、ラッパウニが多く生息し、同種を宿主とするゼブラガニも確認できる。加えて、当該海域では釣りや自然探勝等のレクリエーションの場としても重要である。 以上より、本海域を海域公園地区に指定し、保護等を図るものである。	172. 4

番号	名称	位置	地区の概要	面積(ha)
4 【主 2】	オドナ岩・ダイヤ岩海域公園地区	三重県北幹事の記れが	三浦崎の地先からオドナ岩・ダイヤ岩と周辺の小島・島嶼群にかけての地先の、水深-20m以浅の海域であり、ほぼ全域が国指定鳥獣保護区に指定されている。海中では岩盤が隆起を繰り返し、転石が石段上に積み重なるなど、特徴ある海中景観を構成している。岩盤にはユビノウトサカやヤギ目を始めとするソフトコーラル類が付着し、少数ながらミドリイシ科、キクメイシ科の有藻性(造礁性)イシサンゴ類も見られる。魚類ではアカハタとキタマクラが多産するほか、軟体動物ではアオウミウシやマダコも見られる。さらに、オオウミシダを始めとするウミシダ類も散見され、それらを宿主とするコマチガニも多産する。また、当該海域は釣り等のレクリエーションの場としても重要である。以上より、本海域を海域公園地区に指定し、保護等を図るものである。	93. 6
5 (5-1· 5-2) 【主3】	島勝浦・須賀利海域公園地区	三重県定鷲市 須賀利町地先 三重県北牟婁郡紀北町 島勝浦地先	類型の表面の表面の表面の表面の表面の表面の表面の表面の表面の表面の表面の表面の表面の	309. 6

番号	名称	位置	地区の概要	面積(ha)
6 【主 4 /副 1】	行野浦海域公園地区	三重県尾鷲市 大字行野浦 及び 九鬼・町・地先	尾鷲市大字行野浦の瀬元算、桃頭島周辺及びその南側にかけての地先の、水深-20m以浅の海域である。特別保護地区かつ尾鷲市指定天然記念物である桃頭島には、スダジイ等で構成される原生性の高い照葉樹林が発達しており、周囲の海食崖や海食洞が海中にまで連続して、陸域と一体となった傑出した海中景観を構成している。海中はソフトコーラルが特に豊富であり、イソバナ、チヂミトサカ科、ムチヤギ科を中心としてお花畑的景観を形成している。ムチカラマツにはイボイソバナガニが、サンゴイソギンチャクにはカザリイソギンチャクエビが確認され、桃頭島周辺ではメジナが多数生息する。また、当該海域は釣りやダイビング等のレクリエーションの場としても重要である。	138.5
7 【主 4 /副 1】	九木崎海域公園地区	三重県尾鷲市 九鬼町地先	以上より、本海域を海域公園地区に指定し、保護等を図るものである。 九木崎周辺の地先の、水深-20m以浅の海域である。特別保護地区である 九木崎の海岸線は、広く柱状節理が分布する複雑な地形となっており、 同じく特別保護地区かつ県指定天然記念物にもなっている、後背地の九木 崎樹叢(九木崎原生林)と共に、ダイナミックで傑出した海上景観を構成 している。海食崖が海中にも続き、壁面にはウミトサカ科、チヂミトサカ 科を中心としたソフトコーラルが海中にお花畑的景観を形成している。造 礁サンゴ類も見られ、特にキクメイシ科、ハマサンゴ科が豊富である。 ムチカラマツにはムチカラマツエビやキミシグレカクレエビが確認でき るほか、海藻類ではフクリンアミジやカニノテ属Amphiroaが見られる。九 木崎の北部海域は外洋に面した優れた漁場であり、回遊魚等を対象とした 「大敷」と呼ばれる定置網漁業が盛んである。また、当該海域は釣りや ダイビング、自然探勝等のレクリエーションの場としても重要である。 以上より、本海域を海域公園地区に指定し、保護等を図るものである。	66. 1

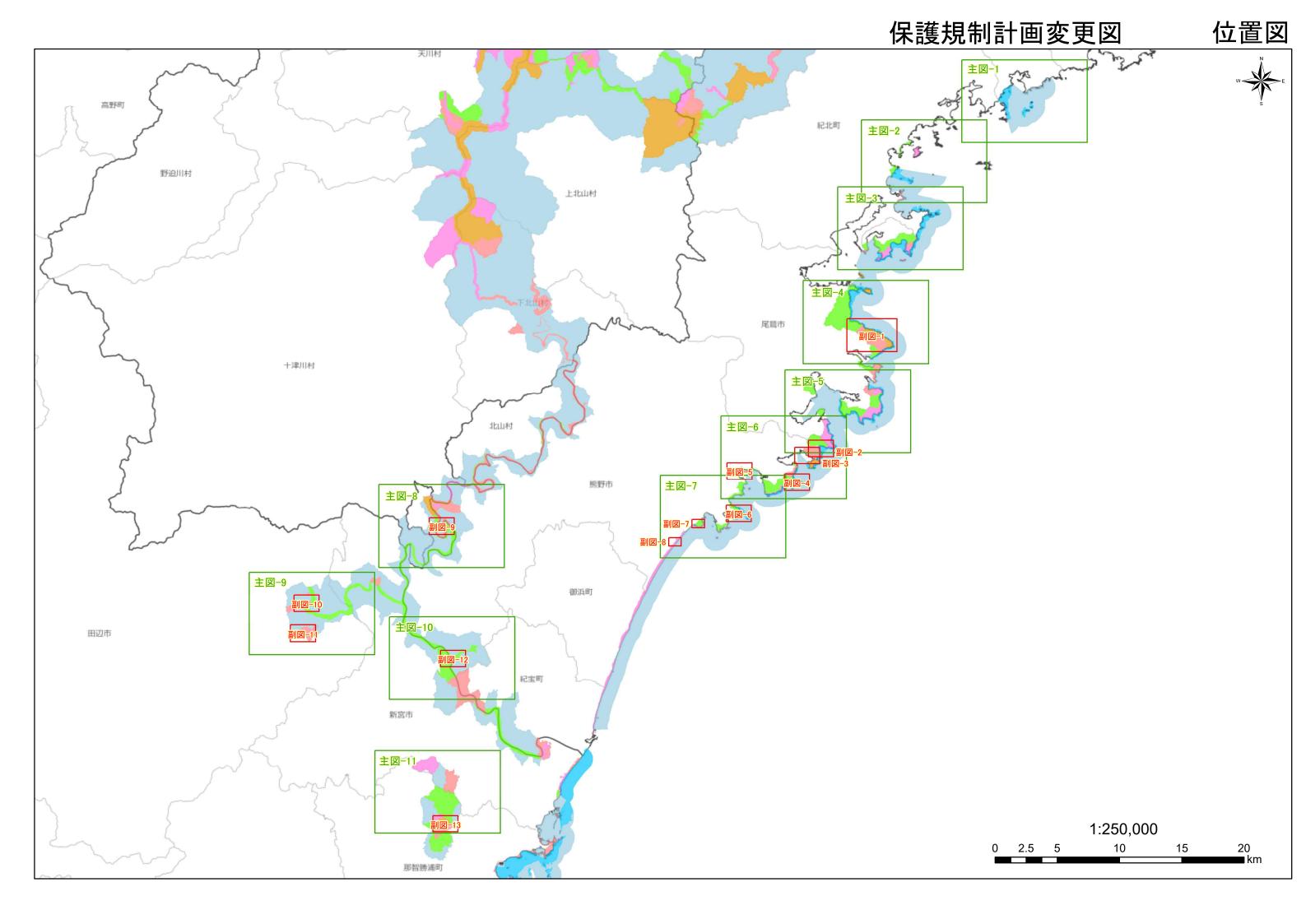
番号	名称	位置	地区の概要	面積(ha)
8 【主5】	<u>李</u> 素 為 海域公園地区	三重県尾鷲市 早田町及び盛松 地先	三木崎周辺の地先の、水深-20m以浅の海域である。海岸線には、内湾性のゴロタ浜や、外洋に面した柱状節理の海食崖等変化に富んだダイナミックな地形が広がる。三木崎南岸にはガラモ場やアラメ場の藻場が分布し、ウミトサカ科、チヂミトサカ科等のソフトコーラルも比較的多い。有藻性(造礁性)イシサンゴ類としては、キッカサンゴやコマルキクメイシ等が確認できる。また、イシガキダイやフエダイ、アカオニナマコを宿主とするナマコマルガザミが確認できる。加えて、当該海域は釣りやダイビング、自然探勝等のレクリエーションの場としても重要である。以上より、本海域を海域公園地区に指定し、保護等を図るものである。	156. 5
9 【副 6】	カイタロー鼻・鈴置島海域公園地区	三重県熊野市 波田須町及び磯崎町 地先	熊野市波田須町及び磯崎町の、カイタロー(貝太郎)鼻地先から鈴置島周辺にかけての水深-20m以浅の海域である。カイタロー鼻周辺には柱状節理で構成される複雑な海岸線が分布し、優れた海上景観を構成している。鈴置島からカイタロー鼻にかけては海中に尾根状の岩盤地形が広がっており、高低差の大きなダイナミックな海底地形となっている。海中の岩盤にはユビノウトサカやバラウネタケ、チヂミトサカ科等のソフトコーラルが多く付着し、お花畑的景観を形成している。アカヤギにはイソバナカクレエビが生息し、魚類ではミギマキやカサゴ等が確認される。また、当該海域は釣りやダイビング等のレクリエーションの場としても重要である。以上より、本海域を海域公園地区に指定し、保護等を図るものである。	42. 4

(表 12:海域公園地区変更表)

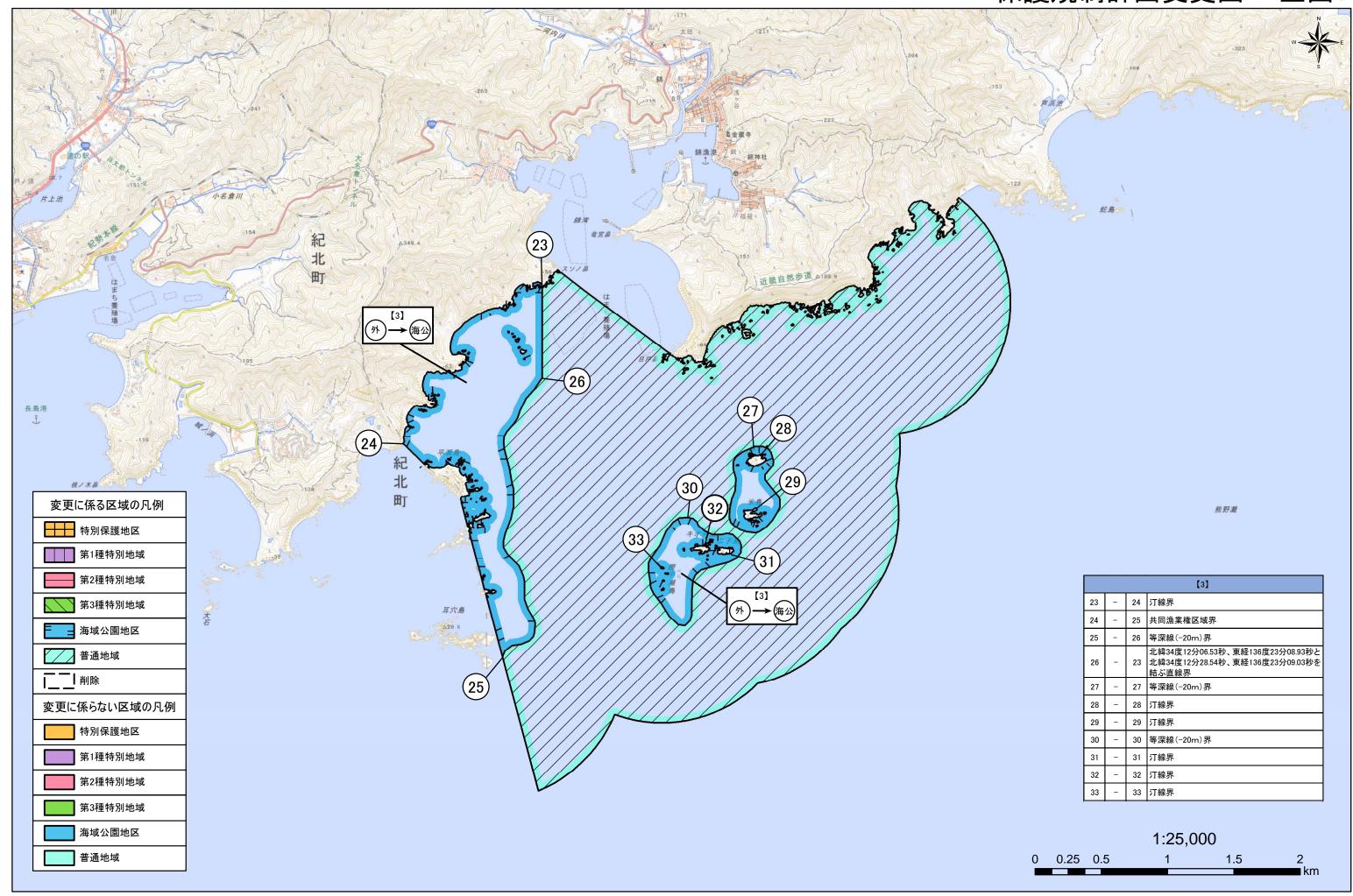
番号	区分	変更前名称	変更後名称	変更後位置	告示 年月日	変更理由	変更面積 (ha)	変更後 面積 (ha)※
1 【主5·6 /副2·3】	拡及名称変更	熊野灘二木	がが大がり、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では	三重県産鷲市 梶賀町・地先 三重県熊野市 須野町 みで 「「「「「「「「「」」」」」 ・ 1	昭和 50 年 12 月 19 日		104. 1	111.5

番号	区分	変更前名称	変更後名称	変更後位置	告示 年月日	変更理由	変更面積 (ha)	変更後 面積 (ha)※
2	拡張	熊野灘二木島	— I III 2		昭和 50 年	熊野市二木島町牟婁崎から熊野市遊木町	74. 9	82. 0
	及び	1号	海域公園地区	二木島町及び遊木町	12月19日	遊养戸崎にかけての、水深-20m以浅を中心		
	名称変更			地先		とした海域である。複雑な海岸線に柱状節		
						理の海食崖が連続するダイナミックな海上		
				(三重県熊野市二木島町		景観を構成しているほか、遊木戸崎付近に		
				尻打地先から拡張)		は「がまの口」(青の洞窟) と呼ばれる神秘		
						的な海食洞があり、遊覧観光等で人気の		
						スポットとなっている。笹野島周辺はこれ		
						までにミドリイシ科、キクメイシ科、ハマサ		
						ンゴ科等を中心とした 23 種の有藻性(造礁		
						性) イシサンゴ類が確認されており、種多様		
【主6						性の高い典型的な温帯性サンゴ群集が見ら		
/副 4】						れる。春季にはホンダワラ類の海中林が		
ļ						形成され、藻場として生態学的・水産学的価		
						値が高い。また、魚類ではクロサギ、ハコ		
						フグやイシダイ等が見られるほか、転石の		
						下にはサラサエビやトゲアシガニが複数確		
						認される。加えて、当該海域は釣りやダイビ		
						ング、遊覧観光等のレクリエーションの場		
						としても重要である。		
						以上より、海域公園地区を拡張し、保護等		
						を図るものである。また、変更後の区域の地		
						域性を鑑み、名称を変更する。		

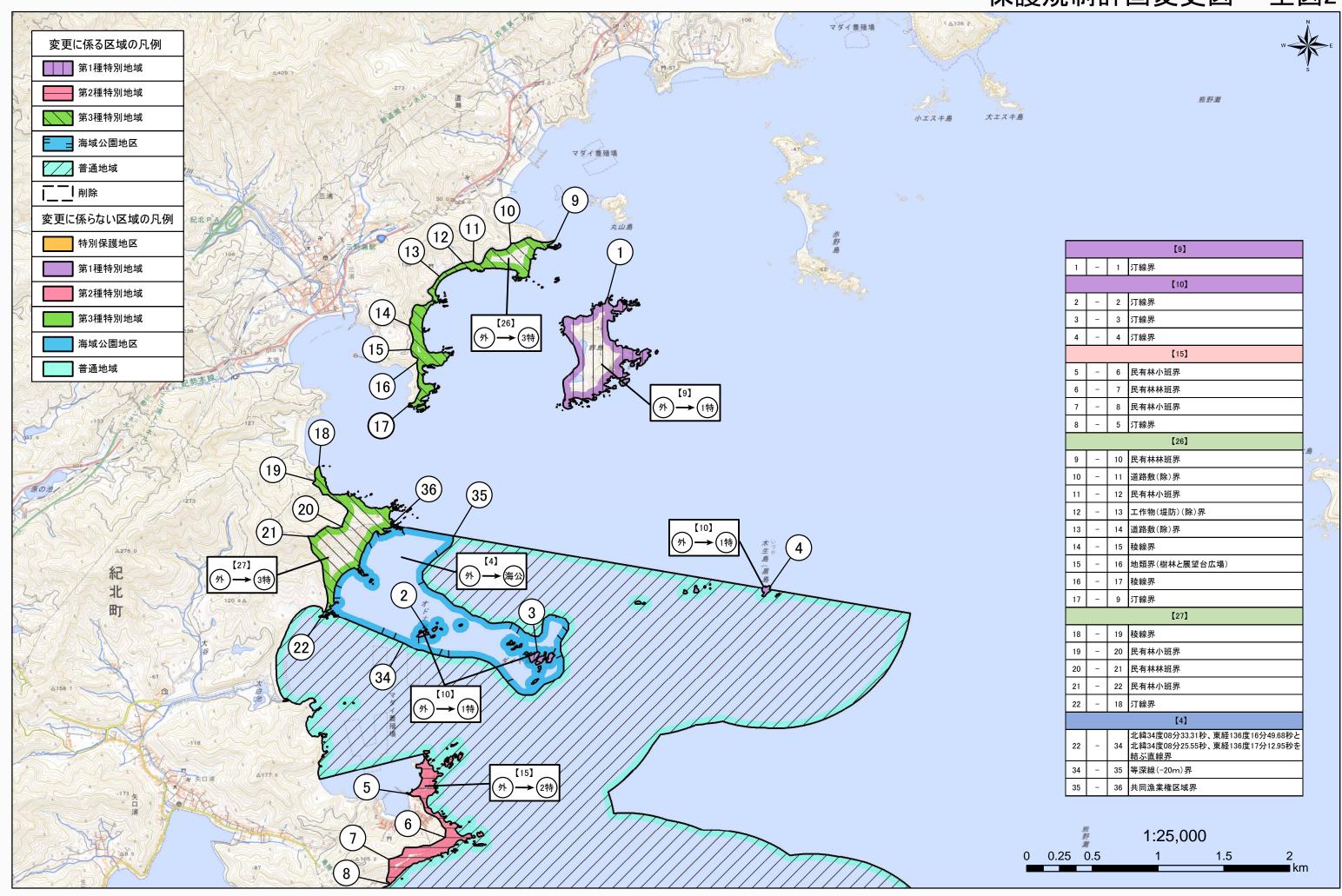
<sup>※</sup> 変更前の面積は、平成 18 年 1 月 19 日指定書・計画書の数値ではなく、GISによる再計測後の数値を用いている。



## 保護規制計画変更図 主図1

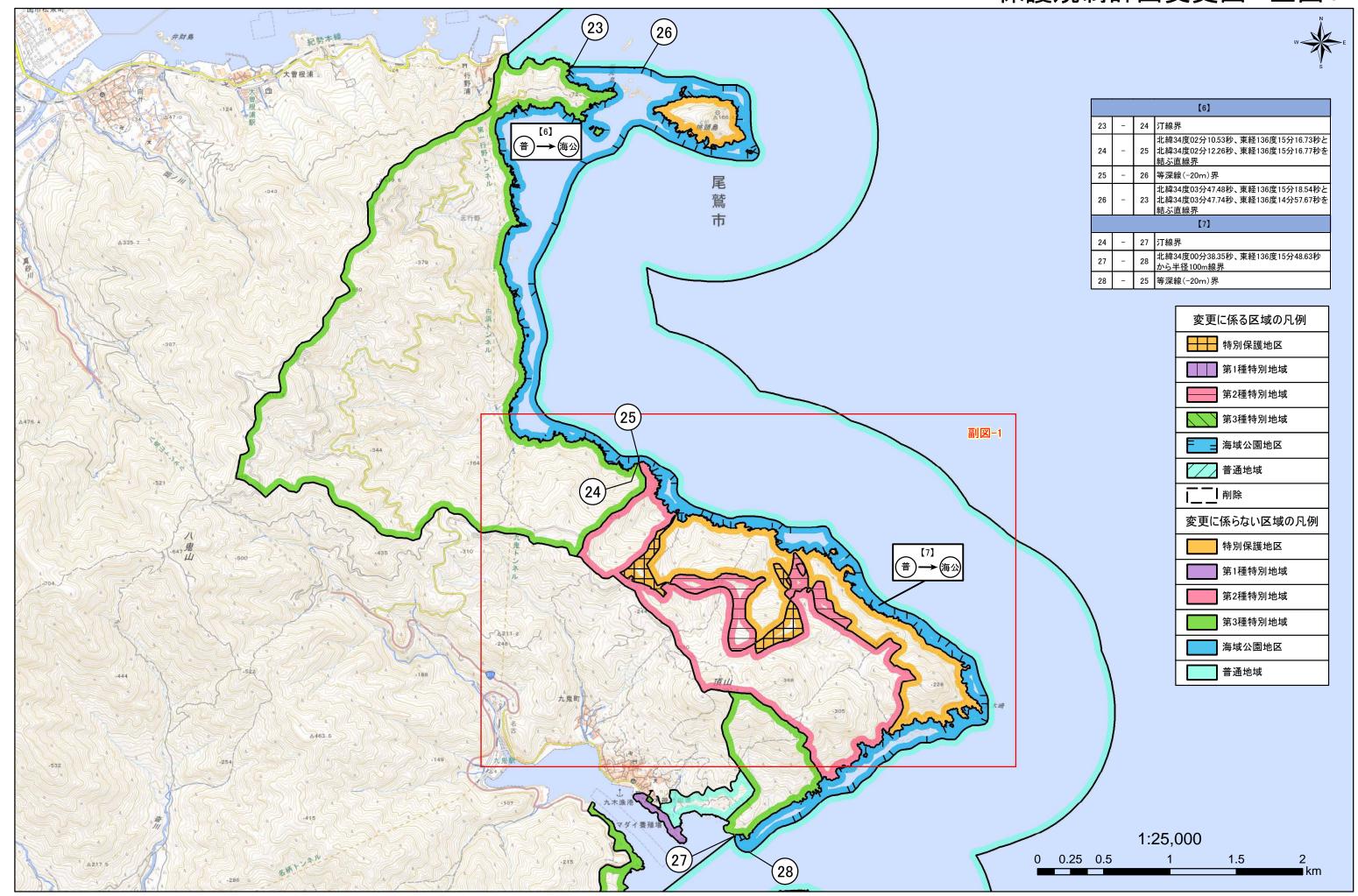


## 保護規制計画変更図 主図2



## 保護規制計画変更図 主図3 [15] 6 民有林小班界 7 民有林林班界 8 民有林小班界 5 汀線界 **[**5-1] 38 北緯34度07分05.71秒、東経136度18分03.43秒 から半径250m線界 39 汀線界 40 現行国立公園区域線界 37 等深線(-20m)界 41 汀線界 [5-2] 42 汀線界 43 半島先端から汀線に垂直な線界 40 等深線(-20m)界 自石湖。 **[**5-1] 変更に係る区域の凡例 特別保護地区 (40) 第1種特別地域 **上** 須賀利漁港 第2種特別地域 第3種特別地域 - 海域公園地区 普通地域 **[5-2]** 変更に係らない区域の凡例 特別保護地区 (43) 第1種特別地域 第2種特別地域 第3種特別地域 海域公園地区 普通地域 1:25,000 0 0.25 0.5 1.5 2

# 保護規制計画変更図 主図4



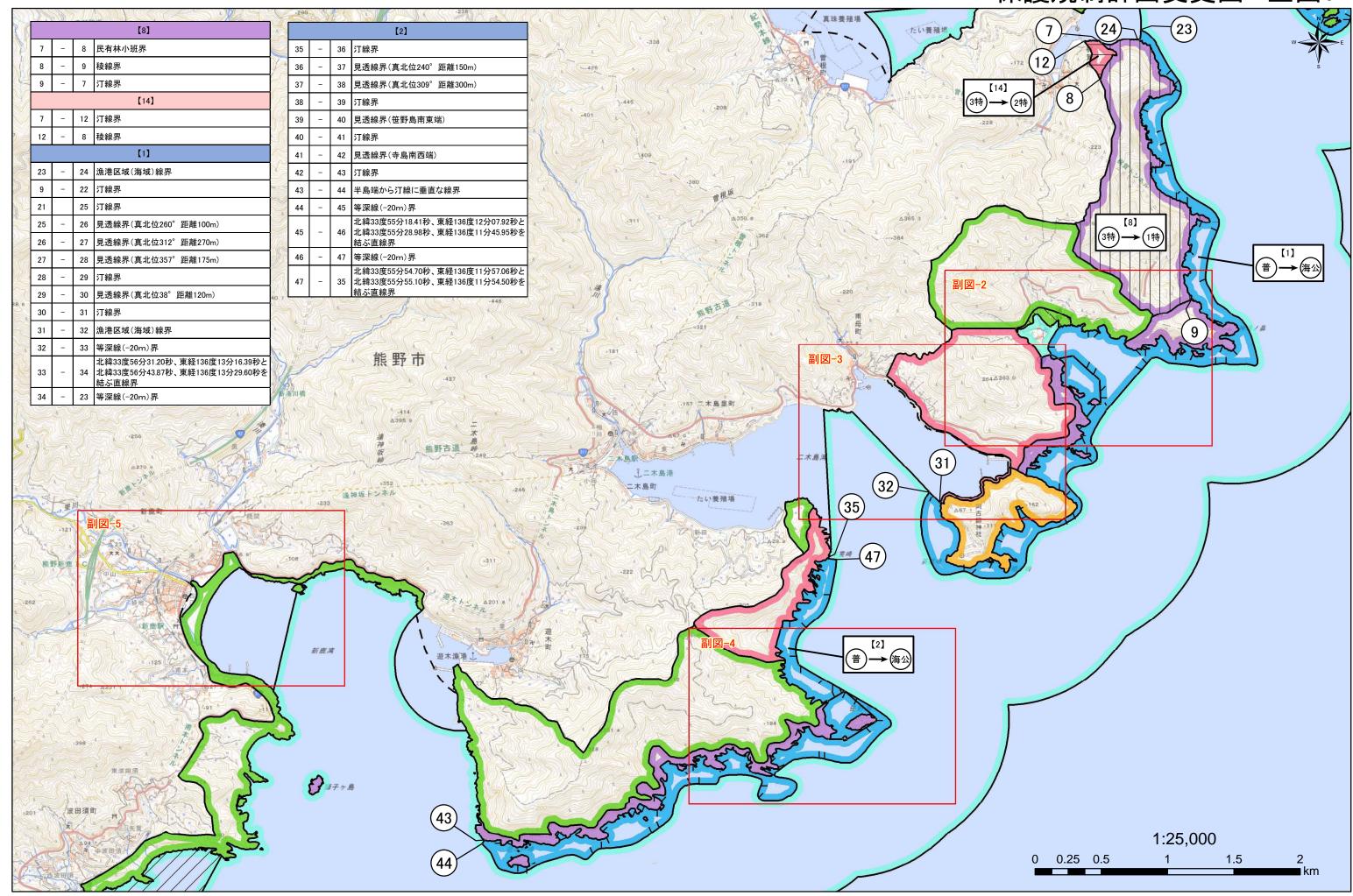
保護規制計画変更図 主図5 変更に係る区域の凡例 特別保護地区 第1種特別地域 ∆455 6 谷ノ山 第2種特別地域 第3種特別地域 3 海域公園地区 普通地域 変更に係らない区域の凡例 特別保護地区 (5) 第1種特別地域 2 稜線界 1 汀線界 第2種特別地域 賀田湾 [8] 第3種特別地域 8 民有林小班界 海域公園地区 9 稜線界 9 7 汀線界 普通地域 [14] 12 汀線界 12 [7] 8 稜線界 2特). [8] 1 汀線界 4 汀線界 (24)(23)5 岬先端から汀線に垂直な線界 5 6 等深線(-20m)界 北緯33度59分28.28秒、東経136度15分46.04秒と 3 北緯33度59分32.92秒、東経136度15分37.67秒を 結ぶ直線界 23 - 24 漁港区域(海域)線界 9 22 汀線界 [1] 21 25 汀線界 25 26 見透線界(真北位260°距離100m) 26 27 見透線界(真北位312°距離270m) 27 28 見透線界(真北位357°距離175m) 28 29 汀線界 29 30 見透線界(真北位38° 距離120m) [8] 30 31 汀線界 32 漁港区域(海域)線界 32 33 等深線(-20m)界 副図-2 北緯33度56分31.20秒、東経136度13分16.39秒と 33 34 北緯33度56分43.87秒、東経136度13分29.60秒を 結ぶ直線界 23 等深線(-20m)界 1:25,000

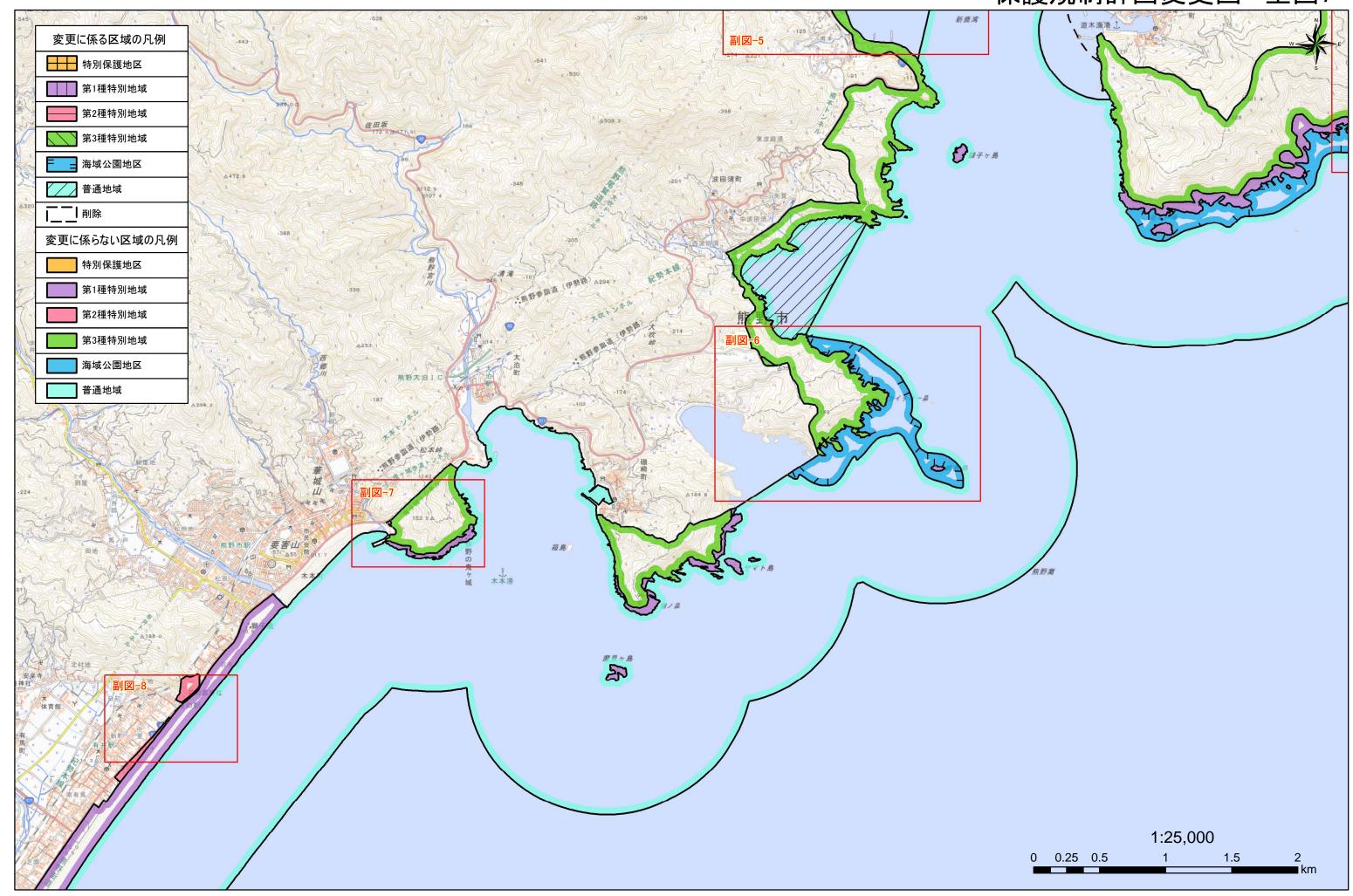
264△263 0

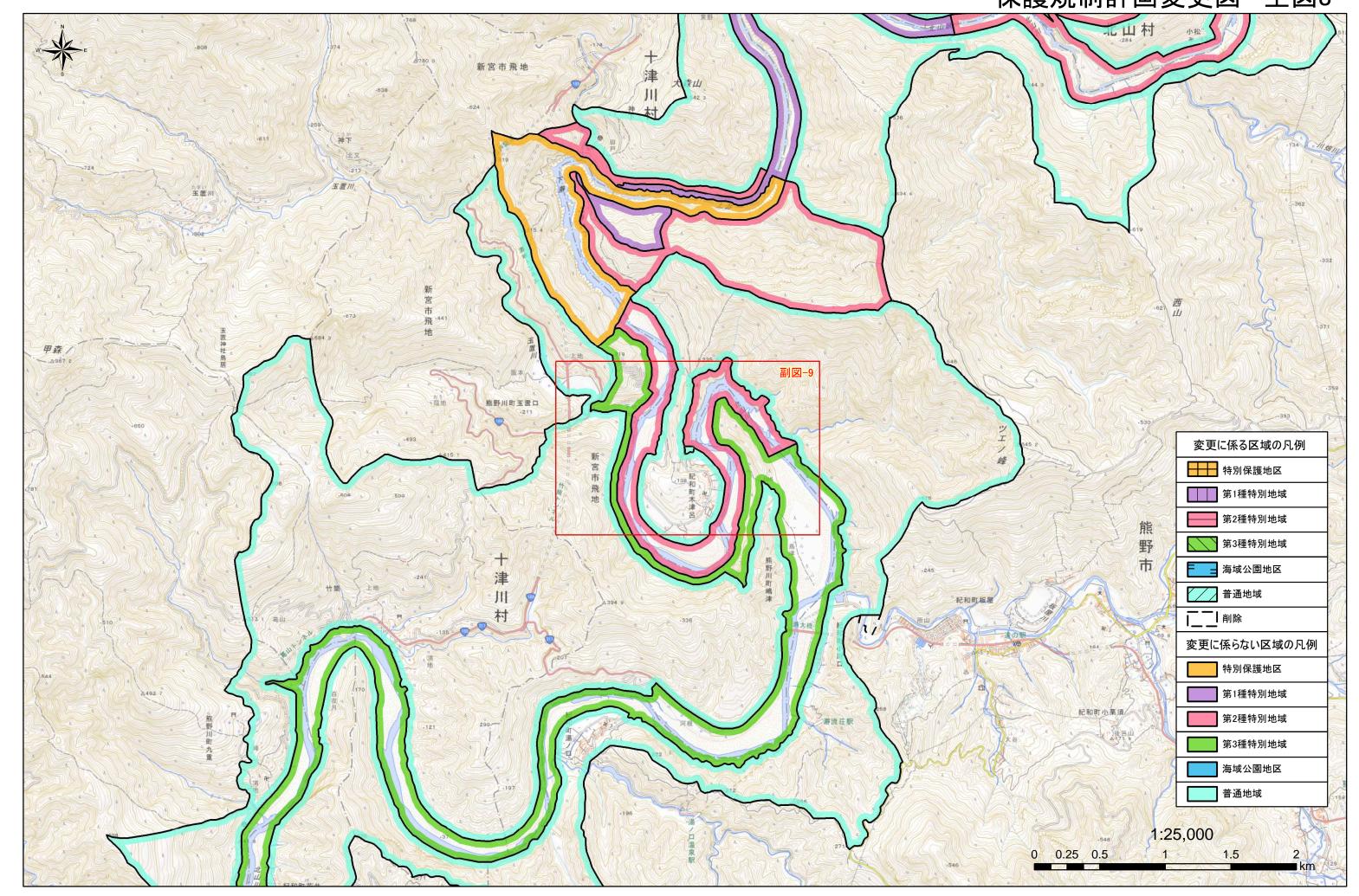
0 0.25 0.5

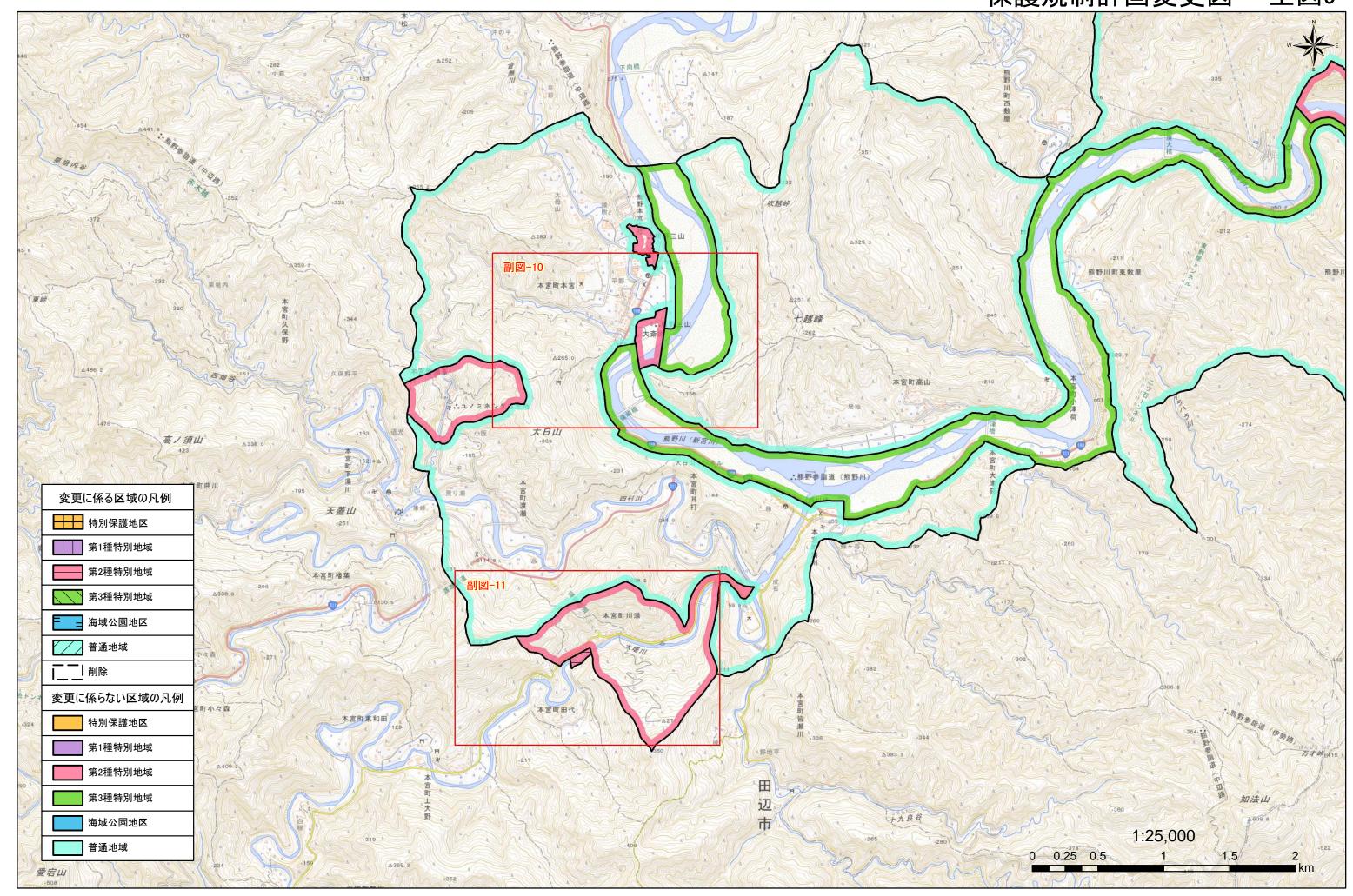
1.5

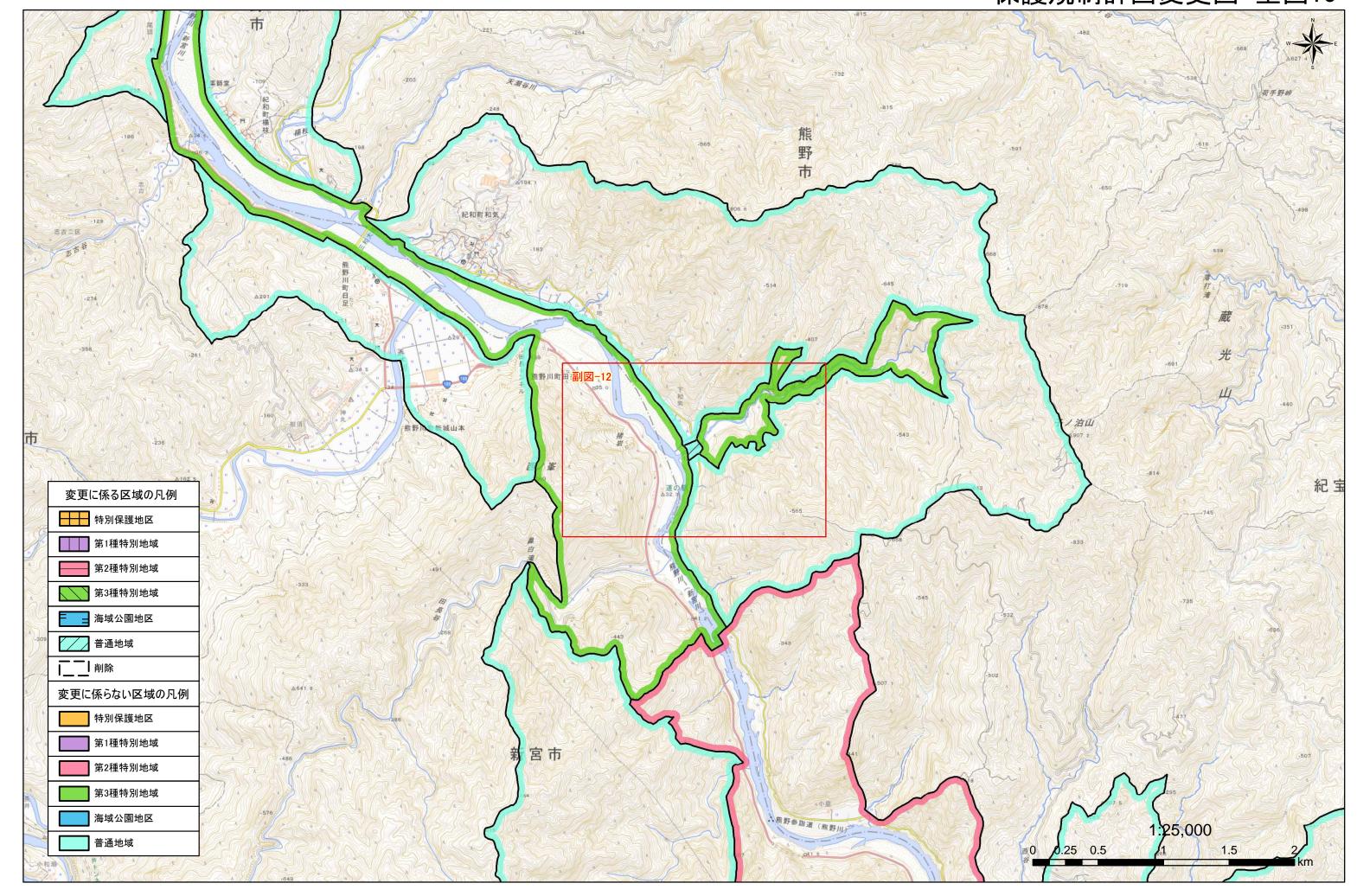
2

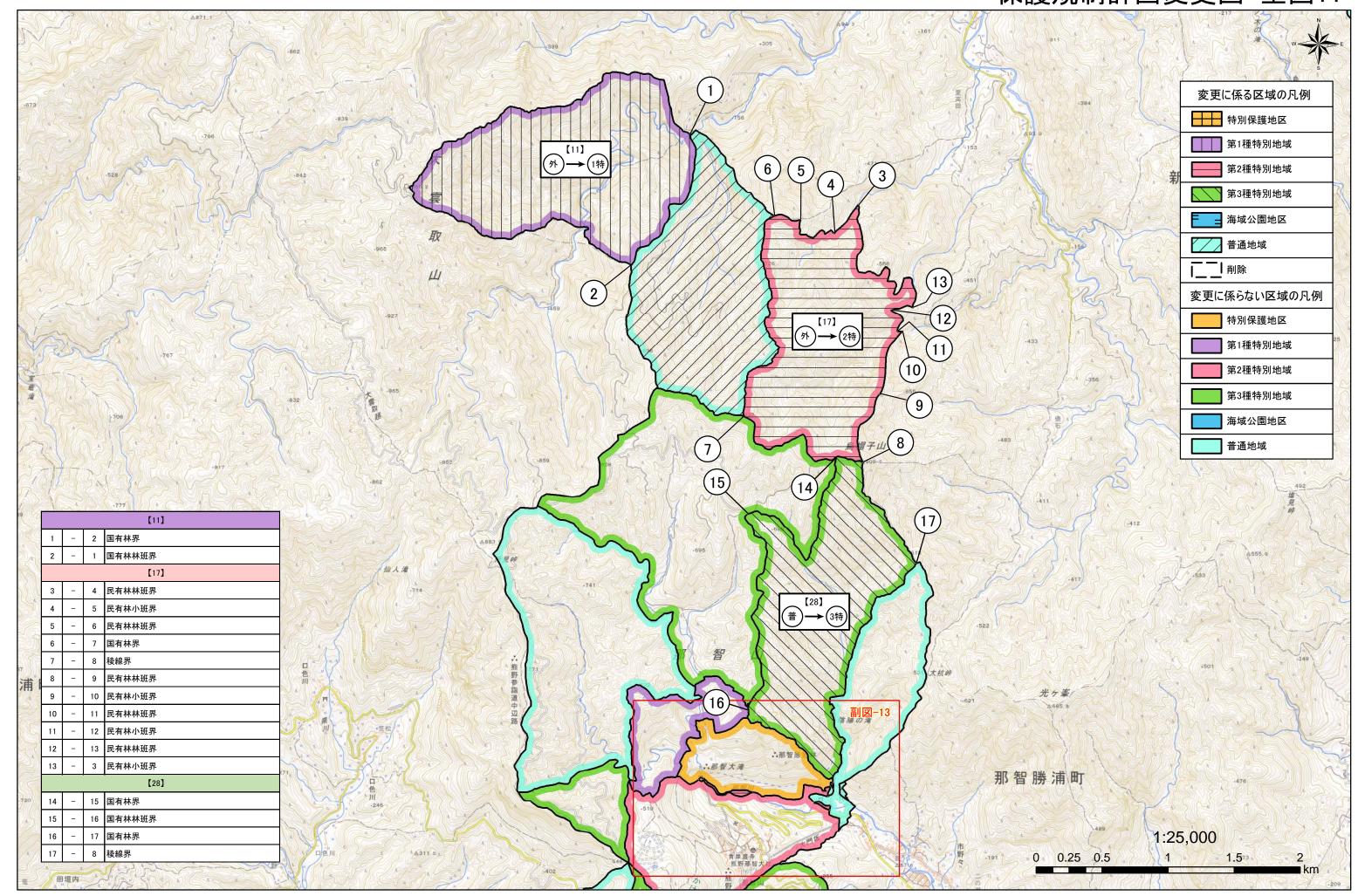


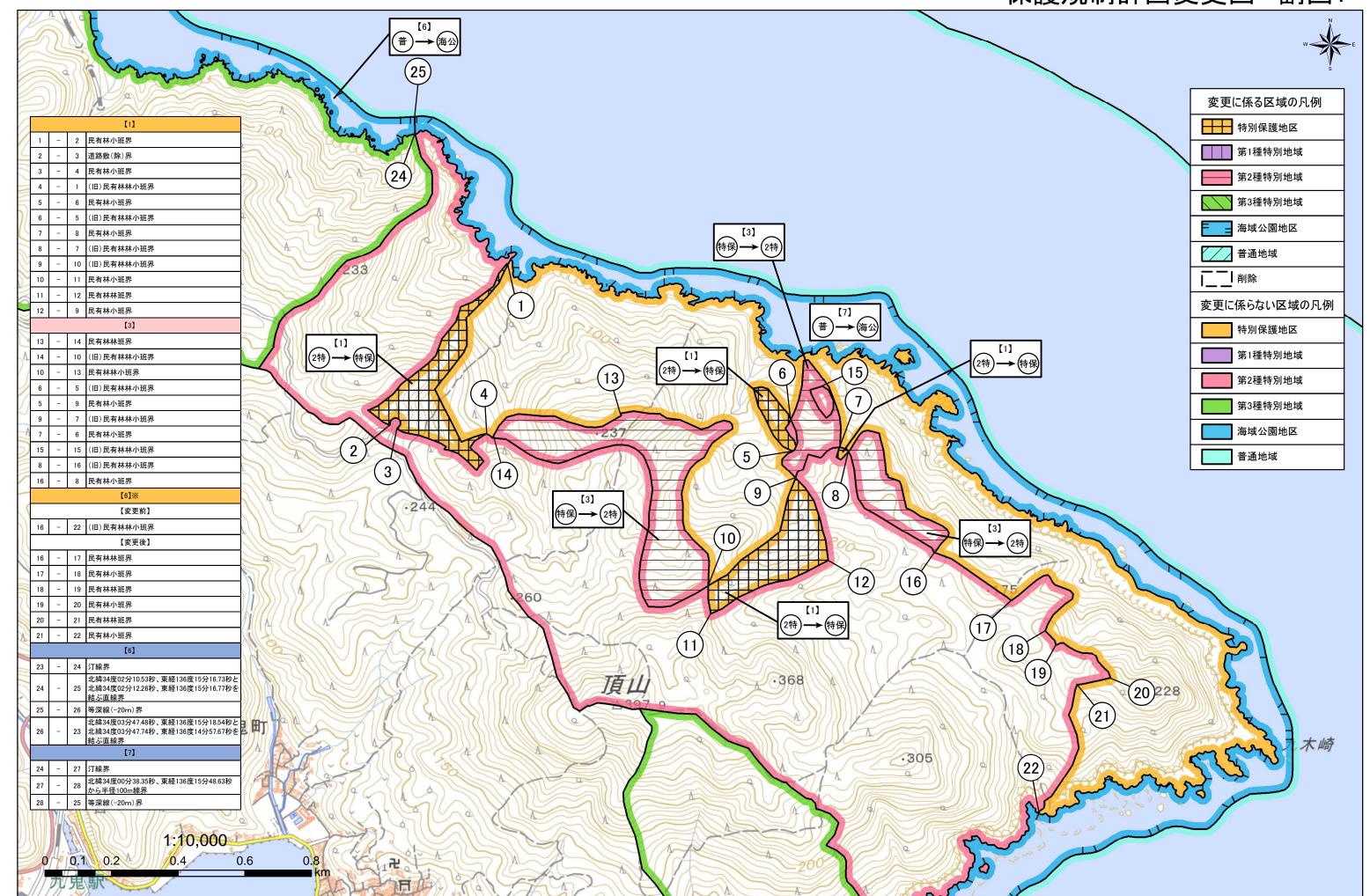


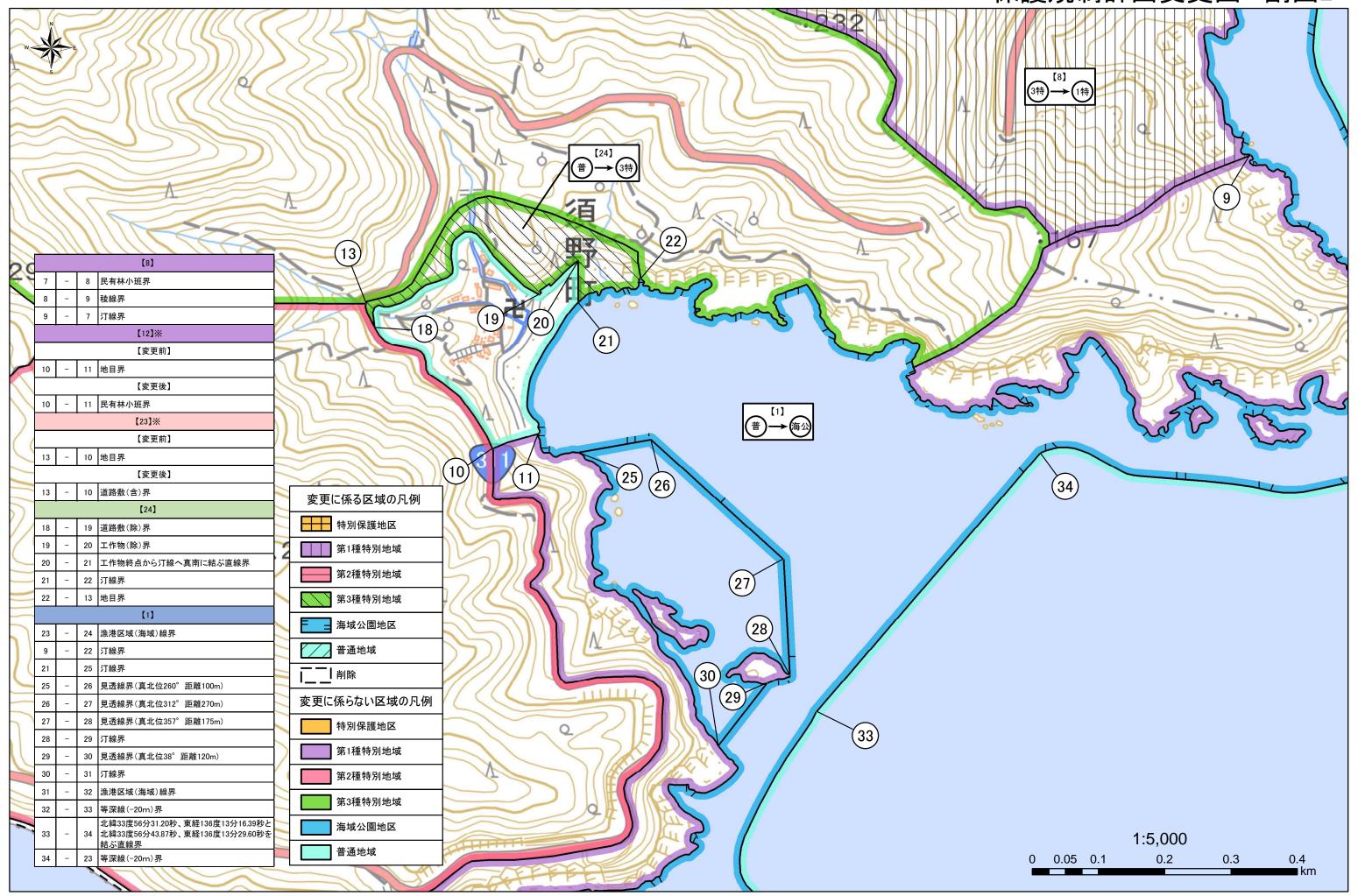




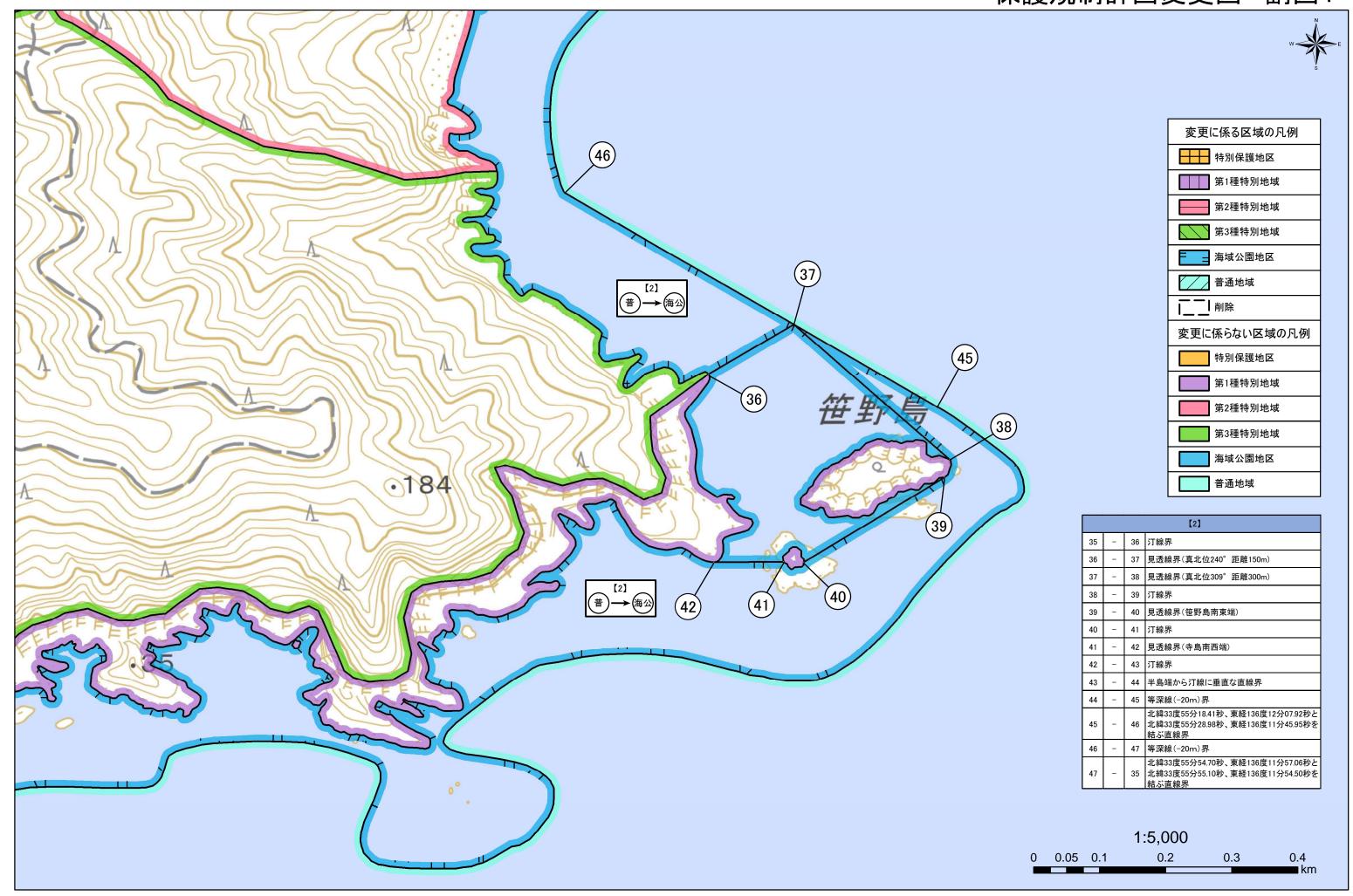


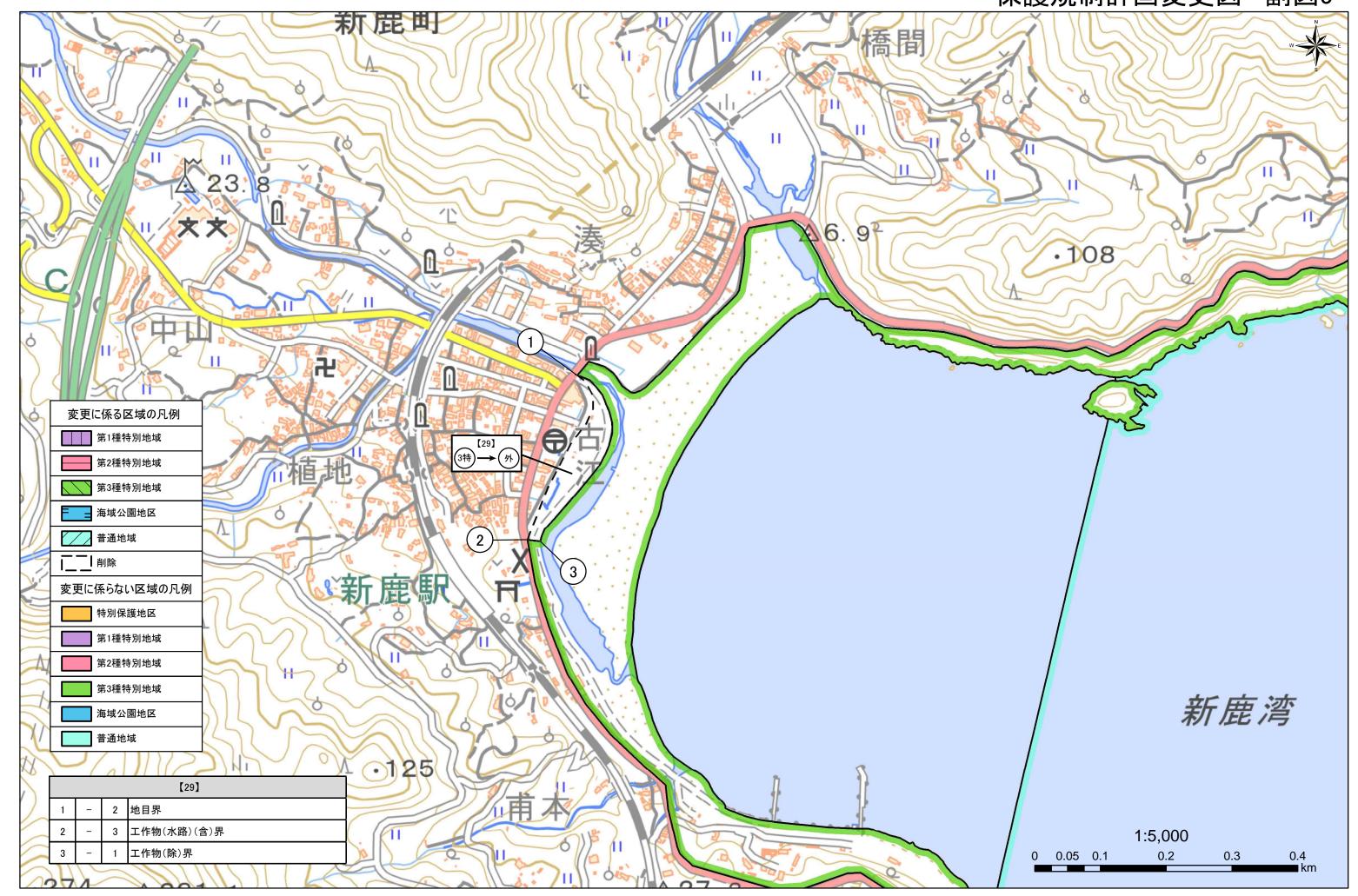


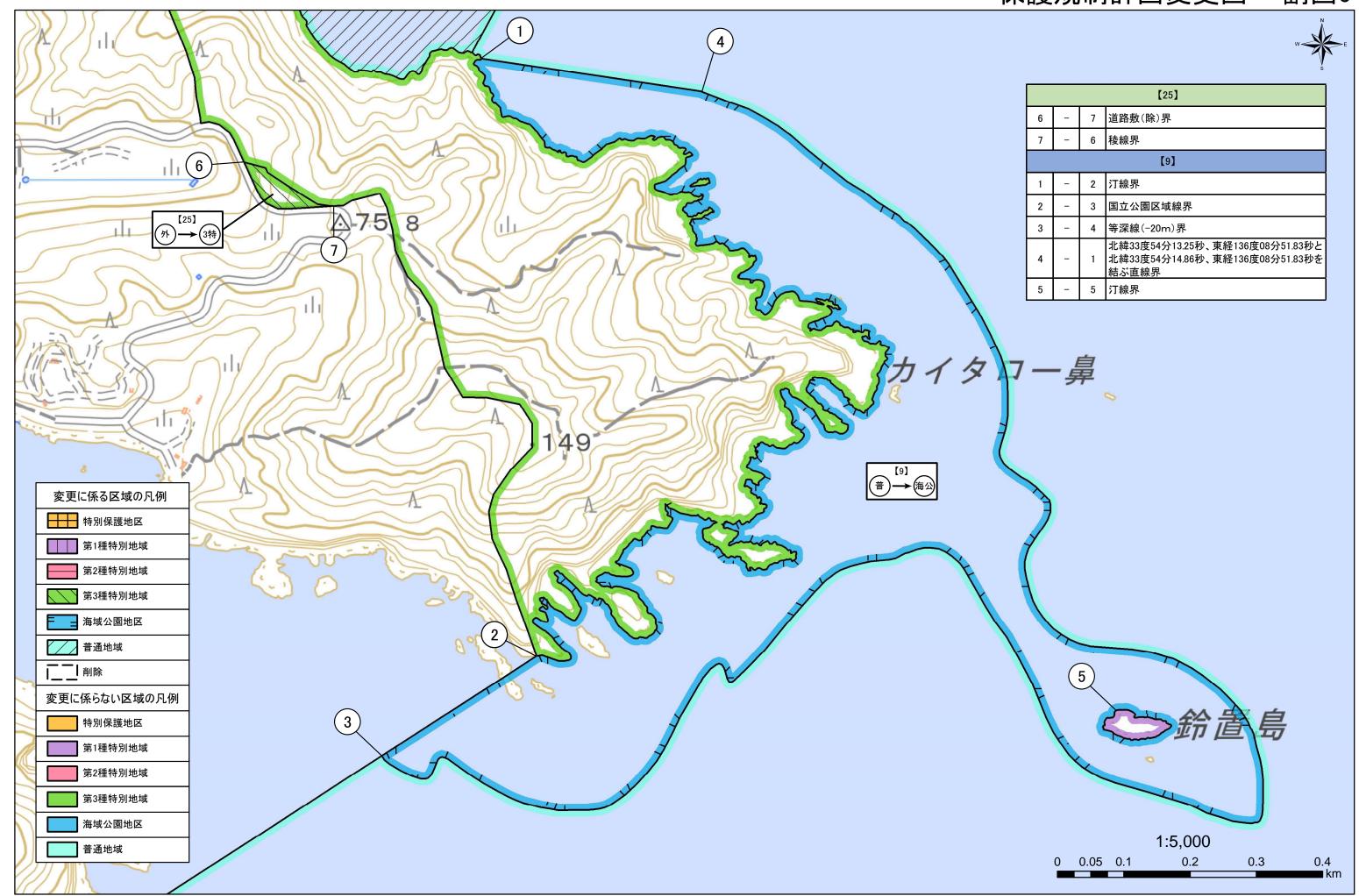




#### 保護規制計画変更図 変更に係る区域の凡例 特別保護地区 第1種特別地域 第2種特別地域 第3種特別地域 海域公園地区 2644263.0 卍 普通地域 変更に係らない区域の凡例 特別保護地区 第1種特別地域 第2種特別地域 第3種特別地域 海域公園地区 普通地域 [19] 15 見透線界 16 (旧)汀線界 17 工作物(除)界 14 汀線界 [1] 24 漁港区域(海域)線界 22 汀線界 25 汀線界 26 見透線界(真北位260° 距離100m) 27 見透線界(真北位312°距離270m) 28 見透線界(真北位357° 距離175m) (16)28 29 汀線界 30 見透線界(真北位38° 距離120m) (32) 31 汀線界 32 漁港区域(海域)線界 33 等深線(-20m)界 北緯33度56分31.20秒、東経136度13分16.39秒と 34 北緯33度56分43.87秒、東経136度13分29.60秒を 結ぶ直線界 23 等深線(-20m)界 .162 辽 A 67. 1:5,000 0.05 0.1







#### 保護規制計画変更図 副図7 変更に係る区域の凡例 特別保護地区 第1種特別地域 第2種特別地域 第3種特別地域 - 海域公園地区 普通地域 変更に係らない区域の凡例 特別保護地区 第1種特別地域 第2種特別地域 (8)第3種特別地域 海域公園地区 普通地域 (10) [13]※ 【変更前】 11 - 12 市有地界 【変更後】 11 - 12 民有林小班界 [30] 9 道路敷(除)界 1:2,500 10 地目界 0 0.025 0.05 0.1 0.15 0.2 8 工作物(除)界

